

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|---------------------|------------------|
| <p>飯能市大字阿須字深井八一二番一 七地先から同市大字阿須字深井八 一二番一〇地先まで</p> | | 区 間 |
| <p>一二・五八〇～一五・八〇</p> | <p>一二・二〇〇～一四・六五</p> | 敷地の幅員 (メートル) |
| <p>二二六・二六</p> | | 延 長 (メートル) |
| <p>拡幅部分については兼用工作物管理 協定書を締結する予定。</p> | | 備 考 |